

「静岡県における復職診断システムの現状調査と 復職支援システムの開発」

主任研究者 静岡産業保健推進センター所長 鎌田 隆

共同研究者 静岡産業保健推進センター相談員 市山 純、井上 章、清水 善男、住吉 健一
宮内 利郎、西尾 明、荒木田 美香子

研究協力者 佐野 光正、秋山 ひろみ

1. はじめに

長期にわたる休業者の職場復帰時診断およびその後の就業上の保護などについての取り組み方は事業場によって様々であると考えられるが、専属産業医や産業看護職のいない中小規模事業場においては、その対応に苦慮しているのではないかと推察される。また特に最近その頻度が増加している精神疾患（うつ病等）からの復帰時における、事業場と主治医との連携にも問題が多いと思われる。その結果、復帰希望者が充分その能力を発揮できるにもかかわらず退職せざるを得なくなったり、必要以上の長期休業を強いられることになるとすれば、それは大きな損失である。そこで今回われわれは、県下中小規模事業場の「職場復帰の実態」を調査・分析するとともに、静岡産業保健推進センター推奨のモデル様式として提示できるような「職場復帰支援システム」の開発を目指した。

2. アンケート調査（方法、結果および考察）

アンケート用紙は、文献1に用いられたものを著者の了解をとったうえで一部改変し準用した。文献1では全国の大企業に所属する専属産業医を対象として調査が実施されており、その結果と今回調査による県下の中小規模事業場との職場復帰の現状を比較した。

調査票は県下の3,539社に送付され回答率20.2%であった。回答社の事業場規模は61.7%が従業員数

51~200人であった。産業医の選任率は、専属・嘱託合わせて83.8%、産業看護職の選任率は21.5%であった。職場復帰判定を行っている事業場は44.7%と少なく、1,000人超の事業場でも68.0%で、文献1の全国の大規模事業場の調査結果の93.8%より明らかに低率であった。これは、文献1の調査が専属産業医を対象に行われているので、専属産業医の存在がその事業場における職場復帰判定の充実に関与している可能性があると考えられた。職場復帰判定実施の基準日数は1ヶ月が30.5%と最も多く、1ヶ月以前もあわせて1ヶ月以内が59.8%であった。これは文献1の1ヶ月以内80.2%に比し明らかに低く、中小規模事業場では職場復帰判定の基準日数が長めに設定されている可能性が示唆された。

訓練的就労措置の実施は、事業場規模により大きな差があり、50人以下では24.4%の実施率だが、1,000人超では62.5%の実施率であった。文献1の大規模事業場での実施率は82.5%であるので、やはり事業場の規模が訓練的就労措置を導入できるか否かの最大の要件と思われた。また訓練的就労措置は、ほとんどの事業場で勤務扱い（93.3%）となっており、いわゆるリハビリ出勤については勤務扱いで導入するというコンセンサスが出来上がっていると考えられた。実施内容については、作業内容軽減、作業内容変更などが主で、労働時間の短縮に効果の大きい隔日出勤、休日増加が少な

かったのは文献1と同様であった。

その他に、就業規則における私傷病休職の規定の有無、休業中の賃金補償給付、職場復帰判定に関するスタッフの構成およびその権限などの項目に関して調査を行った。また、静岡産業保健推進センター推奨様式としての「職場復帰支援システム」があれば使用を希望するかとの質問には、43.8%（有回答のうちでは64.8%）が使用したいとの回答を寄せており、期待の大きさが伺われた。

3. 職場復帰支援システム（開発過程）

静岡産業保健推進センターの相談員を中心に一部外部専門家（精神科医、産業医）を加えたメンバーで開発を行ない、隨時県内産業医および産業看護職の意見を求める体制で開発を進めた。また暫定版が完成した段階で、県内・県外の産業保健従事者にひろく試験運用・評価を求める計画をつくることとした。

3回の改訂を重ね、最終的に4枚複写の書式を開発した。その4枚に使用の手引きとフローチャートをあわせ、6枚綴りの書類として完成した。その特徴は、フローチャートに沿って書類を受け渡しすることで、事業者・主治医・産業医間の連携が取れるよう工夫したことで、各者間の情報の受け渡しをプライバシーを保護しつつスムースに行えるように配慮した。また中小事業場での職場復帰に産業医を関与させることにより、職場復帰希望者の円滑な復帰を援助することを目的とした。ここでいう産業医とは、各事業場に選任されている嘱託産業医または地域産業保健センターの産業医を想定しており、それらの産業医をこのシステムに組み込むことによって、地域における産業医活動全般の活性化を図ることも同時に目的としている。

4. 今後の展開

「職場復帰支援システム」の本運用に向けて、試験運用・評価を行い、必要があればシステム書類の改訂を図る。また事業者・産業医・精神科医等・行政関係

者への講習会等を通じての広報活動を行い、県下に浸透を図る。

文献1

職場復帰と適正配置についての実態調査：就業規則から見た制度とその運用

田中雅人、寶珠山務、高橋謙、伊藤敬、大久保俊晃、産衛誌 1998; 40; 214-221